

日放技発 第 72 号  
平成 20 年 3 月 12 日

病院長 各位

社団法人日本放射線技師会  
会長 熊谷 和正

### がん診療連携拠点病院に関する診療放射線技師の配置について（お願い）

平素より本会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

お陰様をもちまして、医療環境の激変するなか、本会は診療放射線技師の卒後教育をはじめ、放射線関連機器等の知識および専門技術の習得を図り、事業目的であります国民保健の維持発展に寄与するよう研鑽を重ね、一定の社会的評価を得ているところであります。これも関係各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、平成 20 年 3 月 1 日付 健発第 0301001 号通知で厚生労働省健康局長により、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」が定められたところですが、同指針「Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指摘要件について」「1 診療体制」(2) [2]「専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置」のアの後段にある「専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等の配置」については、本会が診療放射線技師に対し実施している研修、講習ならびに認定資格の付与条件と整合性が高いと思料されますので、是非とも診療放射線技師をこれに充てられるよう切望する次第であります。

医療職種であり、放射線の照射権を有する診療放射線技師の配置は、病院経営の観点におかれましても、また、医療施設のコンプライアンス確保の上からも重要かと思われます。何卒ご配慮賜りますようお願いいたします。

また、前に申しました本会が実施しております関連の事業を参考資料として添付させていただきますので御査収下さい。

末筆ながら、貴院の益々のご発展を祈念致しております。

## 参考資料

社団法人日本放射線技師会では、放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する診療放射線技師の育成のため、下記の取り組みを行っております。

### 1) 放射線機器管理士の認定

医療施設における放射線関連機器（画像診断機器等）の性能維持と安全性を確保し、良質かつ適切な医療サービスの向上に努めることを目的に、放射線関連機器の安全管理を統括する者を育成するため、社団法人日本放射線技師会は1966年に放射線機器管理士制度を発足し、「放射線機器管理士」の認定を開始いたしました。

放射線機器管理士の業務は、次の通りです。

- ① 医療施設における放射線関連機器（画像診断機器等）の性能維持と安全性を確保し、良質かつ適切な医療サービスの向上に努める。
  - ② 放射線関連機器ごとに必要な管理計画を作成する。
  - ③ 放射線関連機器の性能維持と安全性を確保するため、従事する者に対し、必要な機器管理についての教育訓練を実施する。
  - ④ 業務結果の報告を受けた時は、報告の内容により必要な指示を与える。
- これまで3,544名の放射線機器管理士を認定しております。（5年ごとに更新）

平成19年4月1日施行の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において、「医療機器に係る安全確保のための体制の確保」が規定され、「医療機器保守管理責任者」の配置が義務付けられました。このことにより、放射線機器管理士の果たす役割はますます重要度を増すことが予想されます。

### 2) 放射線治療品質管理士の認定

近年、多くの国立・公立・私立病院において発生した放射線治療における過剰照射や過小照射による医療事故は、がん罹患率の上昇とともに需要の増加し

つつある放射線治療の潜在的危険性を改めて認識させるとともに、更なる放射線治療の安全管理体制確立の必要性が問われる結果となりました。そのため、2004年に放射線治療関連5団体（日本放射線技師会、日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会、日本医学物理学会、日本放射線技術学会）により放射線治療品質管理機構を設立し、放射線治療の精度向上、放射線治療機器・システムの品質管理・品質保証を行う者として、「放射線治療品質管理士」の認定を開始いたしました。

これまで501名の放射線治療品質管理士を認定しており、その殆どが診療放射線技師です。（3年ごとに更新）

### 3) 放射線治療専門技師の認定

従来、放射線治療に関連する学会等はそれぞれ独自に放射線治療の専門性の認定に関わるシステムをもっていました。目標とすべき放射線治療のあり方は学会や団体によって変わるものではありません。よって、放射線治療に従事する診療放射線技師個々の帰属学会・団体に認定が依存することによる不利益や不都合を回避し、放射線治療の統一的な資質および専門性の向上を図り、かつ、国民のために安全かつ高度な医療の質を提供しようとすることを目的に、2005年に関連3団体（日本放射線技師会、日本放射線腫瘍学会、日本放射線技術学会）により日本放射線治療専門技師認定機構を設立し、「放射線治療専門技師」の認定を開始いたしました。

放射線治療専門技師の役割は、次の通りです。

- ① 専門的な知識と技術を高め、より高度な放射線治療を円滑に行うこと。
- ② 患者の全般的な安全性と快適性に配慮して、確実な位置決め照準と適切な投与線量の照射を行うこと。
- ③ 放射線治療における高度な放射線計測を修得し、実行すること。
- ④ 放射線治療機器、治療計画装置、および放射線治療関連機器・器具等の品質保証・品質管理を修得し、実行すること。
- ⑤ 放射線治療分野の放射線安全管理を適切に実行すること。
- ⑥ 放射線治療における医療安全を企画・立案し、実行すること。

これらの役割は、目新しいものではなく、今日に至るまで診療放射線技師が行ってきた放射線治療業務の専門性をさらに高度化していこうとするものです。

これまで566名の放射線治療専門技師を認定しております。(5年ごとに更新)

- ・ 社団法人日本放射線技師会ホームページ <http://www.jart.jp/>
- ・ 放射線治療品質管理機構ホームページ <http://www.ics-inc.co.jp/qcrt/>
- ・ 日本放射線治療専門技師認定機構ホームページ  
[http://www.jart.jp/radiotherapy\\_org/](http://www.jart.jp/radiotherapy_org/)